第　２６　号

公立大学法人熊本県立大学定款の変更について

公立大学法人熊本県立大学定款の一部を変更する定款を次のように制定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

公立大学法人熊本県立大学定款の一部を変更する定款

公立大学法人熊本県立大学定款の一部を次のように変更する。

第２１条第２項中「１３人以内」を「１４人以内」に改める。

附　則

この定款は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

公立大学法人熊本県立大学定款の変更については、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第８条第２項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。